

和光市防犯パトロール用品貸与基準

防犯パトロール用品は、自主的な防犯活動を行う団体の支援として貸与するものであり、防犯意識の啓発や、犯罪への抑止力の一層の向上を目的とする。

用品の貸与基準は下記のとおりとする。

記

1 貸与対象

用品は、以下の要件を満たす団体へ貸与する。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 住民への防犯意識の啓発及び防犯パトロールを行う団体
- (2) 和光市に在住、在勤及び在学する者により構成された団体
- (3) 無報酬で行われる活動であること

ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 貸与品

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| (1) キャップ | (2) ジャンパー | (3) ベスト |
| (4) 腕章 | (5) たすき | (6) 懐中電灯 |

ただし、(2)と(3)に関しては、どちらか一方とする。

3 貸与申請

(1) 用品の貸与を希望する団体は、くらし安全課へ「和光市防犯パトロール用品貸与申請書兼受領書」により貸与申請を行うこと。

(2) その際、団体においては、構成員の名簿を併せて提出すること。

4 貸与期間

貸与期間は、自主的な防犯活動が実施されている間とする。

5 貸与数

それぞれ原則として1団体10枚以内とする。ただし、貸出枚数に余裕ある時はこの限りでない。

6 活動報告

用品の貸与を受けた団体は、防犯活動実施後、「防犯活動報告書」をくらし安全課へ提出すること。

7 貸与品の管理

紛失等による悪用を防ぐため、貸与期間中は貸与品を適切に管理し、使用目的以外には使用しないこと。

その他

防犯活動中の事故あるいはけがについては、全国市長会市民総合賠償保険の適用があるため、速やかにくらし安全課まで報告すること。

和光市防犯パトロール用品貸与申請書兼受領書

平成 年 月 日

和 光 市 長 様

下記のとおり、防犯パトロール用品の貸与を申請します。

記

申 請 者	団 体 名				
	代 表 者 氏 名	印			
	住 所				
	電 話 番 号				
用品について	<input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 追 加 <small>(『新規』『追加』のいずれかの□に✓印を記入してください)</small>				
	必要 数	・キャップ	個	・懐中電灯	個
		・ジャンパー	枚	・腕章	個
		・ベスト	枚	・たすき	本
用品の活用方法について記入してください	活 動 内 容	<input type="checkbox"/> パトロール <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px; margin: 5px 0;"></div>			
	活 動 人 員				

上記の用品について、受領しました。

平成 年 月 日

受領者 住 所
氏 名
電 話

印

防 犯 活 動 報 告 書

平成 年 月 日

和 光 市 長 様

団 体 名

代 表 者

下記のとおり防犯活動を実施したので報告します。

記

日 時	平成 年 月 日 ()	時から	時まで
	平成 年 月 日 ()	時から	時まで
活動回数	回	〔 ※活動日時が複数日の場合は、 裏面に記載してください 〕	
場 所			
参加人員	名		
内容			
実施した防犯活動 についての 意 見・感 想			
備 考			

市民総合賠償補償保険

保険制度の仕組み

市民総合賠償補償保険は、市が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上の過失に起因する法律上の賠償責任を負う場合の損害に対する保険制度です。

保険制度の内容

1 賠償責任保険

- (1) 市が所有、使用、管理する施設に起因する偶然な事故
- (2) 市業務に起因する偶然な事故
- (3) 市が福祉施設・保養施設において生産、販売または提供する飲食物に起因する偶然な事故

(和光市が加入している保険金額)

契 約 類 型			F 型
てん補 限度額	身体賠償	1名につき	2億円
		1事故につき	20億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
免責金額	1事故につき		なし

2 補償保険

市行事の遂行中に当該行事参加の住民等第三者が死亡または身体障害(後遺症を伴うものに限る)もしくは入院・通院を伴う傷害を被った場合、市の賠償責任の有無に関係なく、市が制定する「市民総合災害補償規則」に基づいて、当該被災者に支払う補償費用を補てんします。

対象とする市行事等

- (1) 市が主催・共催する社会教育活動、スポーツ活動及び社会福祉活動
- (2) その他市が主催・共催し、住民が参加する行事等
- (3) 社会奉仕活動(ボランティア活動)

(和光市が加入している保険金額)

契約類型	死亡保険金	後遺障害保険金	入院補償保険金		通院補償保険金	
			入院日数	保険金額	通院日数	保険金額
6型 ①	300万円	3万円 ～ 300万円	1日～5日	20,000円	6日～15日	20,000円
			6日～15日	60,000円	16日～30日	60,000円
			16日～30日	120,000円	31日～60日	90,000円
			31日～60日	180,000円	61日以上	120,000円
			61日～90日	240,000円		
			91日以上	300,000円		